

中小企業退職金共済法第 10 条第 2 項第 3 号ロ及び  
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行  
に伴う経過措置に関する政令第 2 条第 1 項第 3 号ロ  
(1) の支給率を定める件について (諮問)

厚生労働省発基0307第2号

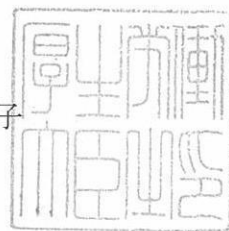
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第7条第2項の規定に基づき、下記について、貴会の意見を求める。

平成24年3月7日

厚生労働大臣 小宮山 洋 子



記

平成24年度に係る中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第2条第1項第3号ロ（1）の支給率を0とすること。